

吹田市保育所、小規模保育事業A型設置事業 質問に対する回答

No.	受付日	質問事項	回 答
1	8月4日	小規模保育事業について、フランチャイズ保育園として応募することは可能ですか。	募集要項「第2 応募者の資格・参加要件＞1 応募者の資格」に記載のとおり、応募・設計・建設・運営管理はすべて同一法人に実施していただく必要がありますので、施設運営は公募により選定された事業実施者に行っていただくこととなります。よって、フランチャイズ保育園が同要件を満たしていない場合は応募不可となります。
2	8月4日	小規模保育事業について、2階建て物件の2階部分も使用することは可能ですか。	<p>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」と言います。)を2階に設ける建物が次の要件を満たす場合、使用することは可能です。</p> <p>1 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>2 下記の区分ごとに、記載の施設または設備が一つ以上設けられていること。</p> <p>(1)常用</p> <p>ア 屋内階段</p> <p>イ 屋外階段</p> <p>(2)避難用</p> <p>ア 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>イ 待避上有効なバルコニー</p> <p>ウ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>エ 屋外階段</p> <p>3 保育室等その他乳幼児が出入し、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>また、上記のほか、非常時の安全確保のため、複数の避難ルートの確保に努めてください。</p>
3	8月4日	小規模保育事業について、定員を19名未満に設定することは可能ですか。	募集要項「第1 事業概要＞3 事業内容(1)」のとおり、定員は原則として19名を想定しています。19名未満で定員設定する場合は事前にご相談をいただき、可否を検討することとなります。

吹田市保育所、小規模保育事業A型設置事業 質問に対する回答

No.	受付日	質問事項	回 答
4	8月4日	候補地の近隣に認可保育所・小規模保育事業所が存在しますが、特別な応募制限はありますか。	募集要項「第1 事業概要>3 事業内容(1)」に記載のとおり、近隣に別法人が運営する保育所がある場合には選定しないことがあります。具体的な距離制限はありませんが、選定に当たっては当該地域での保育需要、待機児童の発生状況、具体的な距離等の状況を総合的に判断します。
5	8月6日	株式会社が応募する場合、土地のみを借り創設(自社建築)する場合又は地主等に土地・建物をご用意いただき内装整備する場合、補助金の対象となりますか。また、吹田市独自の整備補助制度はありますか。その他、株式会社でも支給対象と想定される認可保育所運営における補助制度はありますか。	募集要項「第7 開設準備に係る各種助成金等について」に記載のとおり、施設整備に関して、本市や国の交付要件を満たす場合に、国の保育所等整備交付金(保育所等に関する施設整備事業)、保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業)による補助金を交付しており、株式会社もこの補助金の申請は可能です。その他、本市独自の整備補助制度はございません。 なお、保育所等の運営補助金については、今回の公募とは別に一般的なご質問として電話等でも対応可能ですので、保育幼稚園室 経理・整備グループ 給付担当までお問い合わせください。
6	8月11日	保育所の創設について、借地を活用する場合、登記は必要ですか。	借地を活用する場合は、原則として事業者採択後に地上権又は賃借権を設定し、登記していただく必要があります。 なお、応募に際し、土地の所有者による承諾書の提出が必要です。(様式の定めなし)
7	8月11日	保育所の創設について、土地に抵当権が設定されている場合、応募に際し、消滅させておく必要がありますか。	保育所を安定的に運営していく必要があることから、事業者採択後に抵当権の消滅等により、抵当権の効力が地上権や賃借権に及ばないようにしていただく必要があります。抵当権者、土地の所有者が予めこの趣旨を理解したうえで応募していただくこととなります。 なお、応募に際し、抵当権者、土地の所有者による承諾書の提出が必要です。(様式の定めなし)

吹田市保育所、小規模保育事業A型設置事業 質問に対する回答

No.	受付日	質問事項	回 答
8	8月21日	ホームページ掲載の小規模保育事業連携施設支援確約書は提出が必要ですか。	提出書類等＞その他に掲載している書類は、提出必須ではありません。対象がある場合のみ提出してください。